

一山議員 それでは、通告してありました２点について、お伺いします。まず初めに、ゴミ焼却施設について、ゴミ焼却場の問題につきましては、今までにも何度も質問がありましたので、端的にお伺いします。町長はこれまでゴミ焼却場は現地でやりたいと主張をしてきましたが、住民や議会の反対を受け、白紙に戻して協議をしていくと言っていました、その後、副町長レベルで協議、検討を続けていくと言っていました、副町長レベルでは難しいのではないかと思います。最終的には町長の決断がいるのではないのでしょうか。組合会議の中で、その後の協議ではどのようなになったのでしょうか。進展はあったのでしょうか。ゴミは待ったなしにできてきます。それだけに早く結論を出し進めなければ、もし焼却炉が使えなくなれば大変なことになると思いますので、他町との話し合いは具体的に進めていかなければと思いますが、話はできているのでしょうか。他町の結論はもらっているのでしょうか。はっきりした返事を早くもらわなければ前に進まないと思います。町長は現地でやりたいと言っていますが、なぜ住民や議会が反対しているか根本的に考えて、それをクリアできる方法を議論するべきと思うがどうでしょうか。町長は今の現地でと言い突っ張っていますが、どのような計画や方法、今の場所でのスペースはどのようなかなど皆さんに理解、納得いただけるような具体的に説明する必要もあるのではないかと思います、どうでしょうか。また、最近ではバイオマス資源化の方式で実際に稼働させている処理施設で「トンネルコンポスト方式」を導入している自治体もあり注目されています。「トンネルコンポスト方式」は事業所や家庭から収集された可燃ゴミを「バイオトンネル」と呼ばれるコンクリート製の密閉発酵槽で発酵・乾燥させ、資源化する仕組みで生ゴミは微生物処理される一方、紙やプラスチック製のゴミは製紙会社で使用する石灰の代替品となる固形燃料に加工され、施設内の臭気は全て屋内に設置されているバイオフィルターを通過するので、悪臭が外部に漏れ出る心配がなく周辺環境に優しい設計となっているのが大きな特徴で、中でもダイオキシンの発生する源となる焼却処理を一切行わないため、一酸化炭素CO₂の排出削減につながり、年間6,500tのCO₂削減効果が期待できると言われています。どこの町でする

にしても今の焼却方法と合わせて考えていってはどうでしょうか、いずれにしても結論を早く出して前に進めなければと思いますが如何でしょうか。2点目に空き家の取り組みについて伺います。総務省は、5年に1度の住宅・土地統計調査を見直す方針を明らかにし、2018年分から空き家を所有しているかどうか各世帯に回答してもらうほか、一部は築年数など詳しい状況も調べると言っています。5年ごとに実施される総務省の統計資料によると、平成25年における全国の空き家数は約820万戸で、平成5年からの20年間で約1.8倍にまで増えており、つぎの発表ではさらに増加していることが確実視されています。ご存知のように、空き家は少子高齢化や過疎化の進行等での人口減少などを背景に増え続けており、人の気配がしない建物には不審者が侵入したり、放火や落書き被害の恐れが高くなったり、防犯上の面で大きな不安をもたらします。使わなくなった建物は急速に老朽化が進むため、近隣に迷惑をかけたり、地震で倒壊した際には避難路をふさぐ原因にもなるなど、「防災力の低下」によって地域住民を重大な危険に巻き込むケースも考えられます。また、猫やネズミ、昆虫などの動物が住みつくなど「衛生環境の悪化」を引き起こします。放置された草木は、地域の「景観の悪化」へとつながり、地域全体イメージを低下させてしまうこともあるなど、管理されていない空き家には、さまざまな危険性が指摘されています。徳島県内の空き家は平成25年10月時点で約6万4千戸、住宅総戸数に占める空き家率は17.5%と全国平均の13.5%を大きく上回っており、全国ワースト5位となっています。総務省によると従来の調査票は空き家に関する項目がなく、調査員が担当地区の建物の外観を確認したり、近所の住民から聞き取ったりして判断、件数を推計していましたが、今回からは空き家を所有しているかどうかや、賃貸、売却、別荘などの用途を調査票に記入する方式に変更すると言っています。これまで本町も調査をしてきたと思います。平成25年9月に「牟岐町空き家等の適正管理に関する条例」が制定され、「空き家対策特別措置法」が27年に施行されました。自治体としては危険な建物等への対処、対応がしやすくなったわけですが、空き家の状況はどのようなになっているのか、取り壊

して空き地も多くなっているところもありますが、空き家は年々増えていると思われまゝ。条例を制定してから４年半程になります。危険な建物等は壊す事も必要と思いますが、町の活性化のために使える建物は有効活用するということで取り組んでいます。例えば、警察とかの古くなり足りなくなった官舎の代わりに公務員用住居とかの一部に利用できないのかとの声もあります。また、移住する家を探しているとか結婚して新居も考えて取り組まれていることと思いますが、町長は、空き家対策総合支援事業を行うため、空き家等対策計画を平成３０年度に策定すると言っていました。今後の対策にもっと具体的に取り組んでいく必要があるのではないかと思います。どのような対策・計画、考えがあるのか伺います。それから本町の移住、定住施策の取り組みとして空き家バンク制度についての取り組みはどうなっているのでしょうか。登録のメリットや特典などを考えてＰＲするとか、登録をしやすいように地域の人達や知人の方から声掛けや話しをしてもらうことなどによって登録をしてもらいやすいような状況・環境作りなど空き家バンクへの積極的な取り組みも必要と思いますが、如何でしょうか。また、町長は専門家や地域の代表等で構成する協議会を立ち上げ、空き家の把握をはじめ活用、空き家バンクへの登録、空き家の除却等を計画すると言っていました。計画は進んでいるのでしょうか、伺います。それから、全協で建設課長から民間住宅環境整備費の空き家に対する事業費の予算説明を詳細にいただきました。課長は、これら空き家に対するいろいろな事業を実現するためには、長年の経験からどのような方法・計画を立てることが大事で必要なことと考えておられるのか伺います。

枅富議長 福井町長。

福井町長 まず、ゴミ焼却施設についてですが、昨年１月１８日開催の衛生処理事務組合全員協議会以降、町村会や副町長会などの機会を捉え、協議を進めてまいりましたが、未だ進展はありません。両町とも平成２８年１２月の牟岐町議会の決議を重く受け止めていますが、現時点では、両町での用地確保は難しい状況であるとのこと。現在の焼却炉は、昭和５４年４月の操業開始から３８年が

経過し、毎年1億円近い額を維持修繕に要しており、できるだけ早い改築が必要です。引き続き協議を進めるとともに、今年4月の海陽町長・町議選挙、美波町議選挙が終わり次第、組合の全員協議会を開催し、再協議の場を持ちたいと考えています。なお、只今、議員からご指摘のありましたバイオマス資源化方式「トンネルコンポスト方式」ですが、昨年4月から香川県三豊市の「バイオマス資源化センターみとよ」で稼働されたもので、従来の“燃やして埋める”方式ではなく、微生物を利用し、ゴミから燃料をつくるもので、施設には、煙突も焼却炉も異臭もないとのことで、次世代モデルとして全国から注目されていることです。したがって、現在のゴミ処理施設の改築時には、是非とも検討すべき処理方式であると考えています。このように、近年、世界的にゴミは資源であるとの方針・考え方が定着しつつあり、ゴミを利活用するための最新の技術が次々に導入されつつあります。近い将来、ゴミ処理施設が最先端技術の工場、あるいはエネルギー供給施設となるものと考えています。つぎに、空き家事業への取り組みについてですが、現在、人口減少とともに、全国で急速に空き家が増加し、平成25年末現在で、820万戸、空き家率は13.5%とされています。この中には、今後使用されるモノもありますが、使用される予定もなく、地震や台風で周辺に危害を与える恐れの高いモノや、犯罪の温床、火災の恐れなどで、防災上、防犯上、景観上あるいは住環境上良くないものが急速に増えてきたことから、平成27年2月、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」（通称空き家法）が施行され、全国的にその対策に取り組んでいるところです。これまで、所有者が賃貸や売買を希望する空き家については、宅地建物取引業者に売買等を委託していましたが、平成29年6月からは、牟岐町でも、空き家法に基づく「空き家バンク制度」の運用を開始しています。本制度の詳細については、担当課長からお答えいたしますが、本制度は、基本的に町内外の方の移住定住を促進するための制度でして、法人や官公庁などが賃貸できる制度ではありませんので、個人的に申請して頂ければ、当制度の利用は可能となっています。つぎに、「空き家等対策計画の策定」についてですが、本計画は、先程述べました「空き家法」第6条に基づき策定するもので、同法第7条により協議会を設置し策定することとされています。この空き家等対策計画は、対象地区・所有者等の管理義務・空き家活用の促進・相談体制・実施体制など、空き家対策を総合的に行うために策定するものであり、国の補助金と地方交付税等を受けるためにも必要とされている計画です。平成30年度中に策定し、空き家対策の強力な推進を図ってまいりたいと考えています。詳細は担当課長からご説明いたします。以上です。

杣富議長 田中産業課長。

田中産業課長 私からは、空き家の有効活用と空き家バンク制度への取り組みについてお答えします。本町では、空き家の有効活用を通して、定住促進及び地域の活性化、地域コミュニティの維持を図ることを目的に、昨年度の6月より空き家バンク制度の運用を開始しています。本制度は、所有者から提供された物件の情報を空き家バンクに登録し、利用希望者へ空き家情報を提供する制度で、先程町長の答弁にもありましたとおり、利用希望者の登録条件を満たせば、町外から住まわれる方でも、町内在住の方の住み替えでも、利用していただける制度です。議員ご質問の、空き家バンク制度の取り組み状況についてお答えいたします。現在、空き家所有者より13軒の登録申し込みがあり、順次、建築士会により老朽・危険、空き家判定を行っていただいております、9軒が登録済みで4軒が判定中です。登録済みの物件につきましては、家自体が基準を満たしていても、水回りやトイレの老朽化が見受けられ、所有者側に改修する意思がない場合が多く、すぐに住める物件が少ないことから、11名が利用希望登録していますが、紹介済みは2件となっているのが現状です。なお、バンク登録しますと、空き家のリフォームや荷物の処分に要する経費に対して、2分の1かつ上限20万円の補助金が受けられる制度がありますので、議員ご指摘のとおり、そのようなメリットを活かした、登録してもらいやすい環境づくりのため、引き続き広報やホームページによりPRしていくとともに、集落支援員の町内巡回や、空き家相談会を開催するなどして新たな空き家物件の掘り起しに努めてまいります。つぎに、官舎などの公務員用住居に利用できないかのご質問ですが、現行制度は主として定住促進の観点から、住居として活用することを目的とした制度であり、利用者は個人と起業希望の法人のみを対象としているため、会社や官公庁などが利用できない制度となっています。今後は、空き家の有効活用並びに企業支援の観点からも幅広い活用を鑑み、法人の会社などへの活用も再検討していく必要があると考えています。なお、町長の答弁と重複しますが、現行制度でも個人であれば利用できる制度ですので、現時点では、個人による申し込みにより利用していただきたいと思います。

杣富議長 寒葉建設課長。

寒葉建設課長 私からは、一山議員の空き家の取り組みで、空き家対策計画の策定、空き家対策計画の策定、協議会の立ち上げによる状況について、町長答弁の補足としてお答えをさせていただきます。町内の住環境につきましては、少子高齢化や人口減少、既存住宅の老朽化等によって増加していく空き家を懸念されており、住民の防災・防犯上の安全性や公衆衛生、景観等、生活環境に与える影響は深刻となっている状況です。先程、ご答弁がありました産業課では、移住関係等で空き家バンク登録や空き家改修の推進を講じてきているところですが、空き家対策を進めるには、個人での多大な費用が必要であるため、補助金が必要となります。現在、社会資本整備総合交付金事業の空き家再生等推進事業では十分な配分が望めないため、新たに空き家対策総合支援事業による補助を受けようと考えています。その必須要件に特別措置法に基づく空き家対策計画の策定及び協議会の設置があげられています。その計画を立てるにあたり、空き家の数がどれくらいあるのか、どんな状況にあるのかを把握する必要があります。平成29年12月から職員により実態調査を行っている状況であります。昨年12月議会で「空き家数は何軒か」というご質問に、当時の地域おこし協力隊の調査では236軒という数字をご報告いたしましたが、この度の調査では老朽危険空き家や倉庫などの空き建築物も対象に含めていますので、かなり増える結果が出ると思われます。この調査により、地区ごとの空き家の軒数や分布状況も踏まえ、協議会を通して検討しながら計画策定を進めていきたいと考えています。また、協議会につきましては、地域住民、議員、法務関係者、不動産関係者、建築関係者、福祉関係者、文化等関係者等で構成しまして、町の空き家対策について公平な協議を行うため、適切な構成となるよう配慮して設置したいと考えています。また、空き家対策を有効に進めるには、個人財産ということもあり、所有者との意見交換による話し合いが大切ではない

かと思います。今後、この協議会での計画を大切に進めていきたいと考えているところです。

枅富議長 一山議員。

一山議員 只今、ご説明をいただきました。先程も申しましたように、ゴミ焼却炉につきましても、環境に優しいトンネルコンポスト方式を導入している自治体もありますので、視察とか研究もしていただいて、そういうのも十分取り入れていただいて、住民の方にも説明をしていただくという方向でいていただきたいと思いますし、協議会を早く立ち上げて進めていていただきたいと思います。専門家や地域の代表等につきましては、だいたい目途というか、決めているのでしょうか。この辺をお伺いします。

枅富議長 福井町長。

福井町長 少し分かりにくかったのですが、協議会というのは、ゴミ処理施設の改築にあたっての協議会ということでしょうか。

一山議員 空き家の方です。

福井町長 これはまだ具体には決めていないのですが、これから選定に入るということです。

枅富議長 一山議員。

一山議員 いずれにしてもゴミ焼却炉につきましても、空き家の問題につきましても、早く結論を出さなければ、なかなか厳しい状況ですので、早く結論を出して進めていていただきたいと思います。以上で質問を終わります。